

1.2. 中央社会福祉審議会生活保護専門分
科会

生活保護基準の改善について

(42.11.30.)

当生活保護専門分科会は、昭和39年12月中間報告として、当面の生活保護基準に関し、一般国民の消費水準との格差縮少を図る見地から改善を行なうべき旨並びにその算出方法につき意見を表明したところであるが、最近、財政硬直化問題とからんで生活保護基準の改善を消費者物価の上昇率程度にとどめようとする意見も聞かれるので、これに対する当分科会の見解をあらためて下記のとおり提出し、昭和43年度における生活保護基準の改定については、従来のテンポをゆるめることなく引き続き積極的な努力を傾けるよう提言する。

記

- 1 昭和40年代においては、産業構造の高度化に伴う人口の都市集中、交通の速度化やマスコミュニケーションの発展などが一段と進み、生活水準の向上はもとより、生活様式の都市化もいっそう強められ、相対的欠乏感の刺激はますますはげしくなると予測される。
また、産業構造と社会構造の急激な変動に伴い、これに適応できないいわば摩擦的落層者あるいは、人口高齢化に伴う落層者は、最低賃金制度の早急な確立が期待できない以上、増加するものと考えなければならない。
したがって、経済の高い成長によって一般国民の生活水準は引き続き向上するにもかかわらず、階層間格差の縮少は、容易に望み得ないとみられ、格差縮少の努力は、これまでも増して必要であり、生活保護基準の改善のテンポは、これをゆるめることを許されない。
- 2 生活保護水準の現状をみると、昭和36年以来平均して毎年14%（名目）を越える引き上げを図ってきたにもかかわらず、一般国民の消費水準に比較し50%をわずかに上回る程度に回復したにすぎない。
 - (1) この程度の水準では、以上の情勢を考えれば、まだ不十分であり、また、過去数年にわたる基準の引き上げにもかかわらず保護受給者が年々減少を示していることからみて、国民生活の実態に即した格差縮少が実質的には図られていないという見方も成り立ち得るであろう。
 - (2) さらに、これをたとえば、社会保障の先進国たる

イギリス、西ドイツなどにおける一般世帯と保護世帯との消費水準の格差（60%程度）と比較しても、なお相当のへだたりがあり、最近、急速に高まりつつあるわが国の国際的地位からみても不十分のそしりをまぬがれないであろう。その結果は、貿易面等においても不利を招くこととなる。

(3) しかも、一方、明年度においては、本年度に引き続き相当の所得税減税を行ない一般国民の生活を実質的に改善することが予想されているが、従来、免税点世帯の改訂とほぼ歩調を一つにして来た生活保護基準が、今回はその取扱いを別にするならば全く説明のできないことになる。

3 明年度の予算編成に際しては、財政の硬直化によって財源の乏しい事情も理解できないわけではないが、むしろ、このような事情にあつてこそ生活保護基準の改善は、あらゆる施策に優先して行なわれるべきものであり、底辺の階層に対し、一般国民の生活動向からことさらにとり残されたという印象を与えるような政治の姿勢は極力これを避けるべきものであろう。

したがって、昭和43年度の生活保護基準の改定に当たっては、当該年度における一般国民の消費水準の向上の度合を前提とし、これとの格差縮少を図る見地から少なくとも従来程度の引き上げを行なうことが必要である。